

創業支援事業

—No.14 羽生市—

【事業の内容】

羽生市と羽生市商工会を中心に連携強化を図り、創業支援体制を確立します。具体的には、平成27年度～平成31年度にかけて、創業ワンストップ相談窓口の設置・運営や、創業支援セミナーの開催及び相談、事業計画作成支援等を実施いたします。また、市独自の取組として、事業開始時に必要となる費用の一部を補助することで、意欲ある創業者へ、また、特に女性や市内移住者には、補助率をアップし、強かにバックアップしてまいります。

【事業年度】

平成27年度～平成31年度（創業支援事業計画に基づく）

【予算額(千円)】

3,250千円（平成28年度）

【財源】

一般財源（市）

【事業実施に至った背景・経緯】

羽生市においては、創業者に対する支援体制が確立しておらず、羽生市に来庁した方や羽生市商工会に来会した方への創業相談のみでありました。市内で更に創業していただくため、創業支援事業計画を策定し、平成27年10月に国の認定を受けました。これを好機と捉え、市と商工会並びに金融機関が連携した支援体制を確立することにより、新たな産業の創出や雇用の確保を目指します。

【事業のPRポイント】

① 創業支援事業補助金の交付

下記②、③のいずれかを受け、市内創業を目指す市民の方に、事業開始時に必要とされる費用の一部を補助金として交付します。1件当たりの補助限度額は、1,000千円です。

- ・市内創業事業（補助率:1/2）市内での創業が対象。
- ・女性創業事業（補助率:2/3）女性の創業が対象。
- ・移住創業事業（補助率:2/3）市内に移住後、1年以内の創業が対象。

② 創業支援セミナーの開催

創業をテーマにした創業支援セミナーを開講し、創業に対する心構えや必要な手続き、事業計画作成などのスキルが身につく講義（全5コマ、1コマ2時間程度）を商工会と連携して実施します。

③ 専門家による個別支援（創業支援ワンストップ相談窓口）

商工会において、②の創業支援セミナーと同程度の経営・財務・人材育成・販路開拓などが身に着くよう、商工会の経営指導員などの専門家が個別支援（1か月以上及び4回以上）をします。

④ 創業後のサポート

創業後の課題に対して、関係団体と連携・協力し、内容に応じたフォローアップを行い、きめ細やかな支援を実施します。

【今後の展開】

制度のPRを図るため、リーフレットの関係機関への配布並びに市広報及びホームページへの記事掲載をして、創業支援事業の周知を行ってまいります。

また、市と商工会等関係機関と更なる連携を図り、年間3件の市内創業を目標に取り組んでまいります。

【参考資料】

創業支援事業計画の概要図

〔 連絡先 〕 商工課 商工振興係 048(560)3111

創業支援事業計画の概要図

市区町村	羽生市
認定連携創業支援事業者	羽生市商工会
概要	<p>羽生市においては、創業者に対する支援体制が確立しておらず、羽生市に来庁した方や羽生市商工会に来会した方への創業相談のみでありました。そのため、羽生市と羽生市商工会を中心に連携強化を図り、創業支援体制を確立します。</p> <p>具体的には、平成27年～平成32年にかけて、創業ワンストップ相談窓口の設置・運営や、創業支援セミナー（仮称）の開催及び相談、事業計画作成支援等を実施することにより、年間3件以上の創業の実現を目指します。</p>
年間目標数	創業支援者数：30件 創業者数：3件

